

平成29年度

国民年金保険料のお知らせ

平成29年度（4月分から平成30年3月分まで）の国民年金保険料は、月額1万6490円（年額19万7880円）です。

納付書は4月上旬に郵送します

平成29年度分の国民年金保険料納付書は、4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書と一緒に郵送さ

れますので、納期限までに保険料をお支払いください。
一括納付は5月1日（月）までにお願ひします

国民年金には、下表のとおり、一括して保険料を納めると割引になる前納制度があります。現金での一括納付を希望する場合は、国民年金保険料納付案内書に付いている前納納付書を使用して、5月1

日（月）までにお支払いください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

平成29年度国民年金保険料納付額（前納の場合）

区分		口座振替	現金又はクレジット納付
6か月前納 (4月～9月分、 10月～平成30 年3月分)	前納額	97,820円	98,140円
	割引額	1,120円	800円
1年前納 (平成29年4月 ～平成30年3月分)	前納額	193,730円	194,370円
	割引額	4,150円	3,510円
2年前納 (平成29年4月 ～平成31年3月分)	前納額	378,320円	379,560円
	割引額	15,640円	14,400円

介護保険料納付はお済みですか

65歳以上の介護保険料は、原則年金からの天引き（特別徴収）ですが、年金から天引きされず納付書（普通徴収）で納付している人は、納期限内の納付に御協力ください。保険料は、納期限から2年以上経過すると時効により納めることができなくなります。ただし、分納のお約束をされている人は、この限りではありません。また、時効により納めることができなくなった保険料があると、その期間に応じて、一定期間、利用者負担割合が引き上げられます。

保険料の納付が困難な事情がある場合には、長寿支援課へ御相談ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線391）へ。

介護保険業務に係る専用封筒に掲載する広告を募集します

掲載規格（1枠）＝縦40ミリメートル、横90ミリメートル、黒一色、封筒裏面
作成枚数＝38,000枚
金額＝90,080円（税込み）
募集枠数＝4枠
使用期間＝7月から在庫がなくなるまで（半年程度）
応募条件＝納付すべき市税などを滞納していないこと。
申し込み＝3月27日（月）までに、申込用紙に必要事項を記入の上、長寿支援課へ直接提出してください。

広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生市公用封筒広告掲載要綱を御覧ください。申込用紙と桐生市公用封筒広告掲載要綱は同課と市ホームページに有ります。問い合わせは、長寿支援課介護審査係（☎内線395）へ。

屋外広告物の申請・届出先が桐生市になります

4月1日から桐生市屋外広告物条例が施行され、市内に広告物を表示又は設置する際の申請・届出先が群馬県桐生土木事務所から桐生市に変わります。

屋外広告物は、広報、宣伝媒体の一つとして重要な物ですが、一方で景観への影響も大きいので、周囲との調和が求められます。なお、許可基準は、これまでの県の基準と同様になります。

問い合わせは、都市計画課景観係（☎内線788）へ。

下水道が新たに使える区域の図面を御覧になれます

受益者負担金（分担金）の納入に御協力をお願いします

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金・分担金を納入していただく区域の図面を見ることが出来ます。

金が必要となるため、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金で費用をまかなっています。

対象区域は左の表のとおり期間（4月3日（月）から17日（月）まで（土・日曜日を除く）場所（下水道課（市役所2階））

受益者負担金とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さんから事業費の一部を負担していただくものです。その土地に対する負担は一度限りです。

受益者負担金・分担金
下水道の整備は、多額の資

金が必要となるため、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金で費用をまかなっています。

下水道が使えるようになる区域
・広沢町二・四丁目 ・相生町四・五丁目 ・川内町一・二・三・四・五丁目 ・菱町一丁目 ・新里町武井（下武井） ※上記区域の一部です。

受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域
・広沢町四・五丁目 ・梅田町四丁目 ・相生町四・五丁目 ・川内町一・二・三・四・五丁目 ・菱町一丁目 ・新里町武井（下武井） ※上記区域の一部です。

対象者に申告用紙を送付します

受益者負担金・分担金の対象となる人には4月中に受益者申告用紙を郵送します。

申告用紙が送られた人は、土地の地番、地目、地積などの内容を確認し、署名、押印の上、同封の返信用封筒で返送してください。

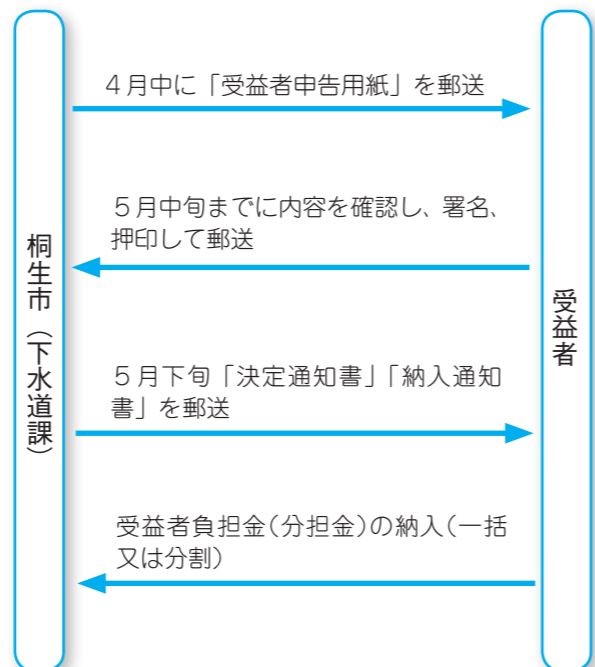
折り返し決定通知書と納入通知書をお送りします。

納入は、1年を2回に分け、受益者負担金は10回（5年間）、受益者分担金（新里町）は6回（3年間）で納入していただくことが原則ですが、一括納付もできます。

なお、初年度第1期（6月）の納期限までに一括納付する場合には、割引制度があります。

問い合わせは、下水道課業務係（☎内線678）へ。

下水道事業受益者負担金（分担金）の流れ



後期高齢者医療保険料の納付はお済みですか

後期高齢者医療保険料の納付方法は、年金からの特別徴収、口座振替、納付書による納付の3種類があります。

新たに75歳に到達した人は、年金からの特別徴収が開始されるまでの間（最長1年程度）、納付書などでの納付となります。

また、特別徴収の人でも、保険料の一部を納付書により納付する場合があります。該当する人には納付書が郵送されていますので、保険料の納め忘れがないか、もう一度確認をお願いします。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。